南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金交付要項

1　趣　　旨

中学校における部活動等の地域展開を推進するため、南魚沼市教育委員会が認定する地域クラブに対し予算の範囲内で南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2　補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1)　競技単位又は文化活動単位の認定地域クラブ。

(2)　地域スポーツクラブ活動体制整備事業（国実証事業）の実施団体ではない。

(3)　認定地域クラブとしての活動を、令和７年度においては10回程度、令和８年度においては10回以上行う。

3　補助金の額と対象経費

・補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の表により算定したクラブ基本額及び人数割額の合計額を上限とする。

※所属中学生とは：南魚沼市に住所を有し、認定地域クラブに所属する中学生のこと

区分	算定方法
１　クラブ基本額	次の各号に掲げる所属中学生の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額 (1)　１人から１０人まで　２０，０００円 (2)　１１人から２０人まで　３０，０００円 (3)　２１人以上　５０，０００円
２　人数割額	所属中学生の人数に５，０００円を乗じて得た額
備考　所属中学生の人数は、当該年度の５月１日時点（当該日後に設立された認定地域クラブの場合は、認定時）の人数とする。	

・補助金の交付を受けようとする年度の１月１日以降に申請された補助金の額については、規定により算出した額の２分の１。

・補助金の対象となる経費は、当該年度に要した認定地域クラブの活動に係る経費であって、次に掲げるもの。

(1)　指導者への謝金及び交通費

(2)　消耗品費

(3)　遠征費（バス借上げ料、燃料費等）

(4)　施設利用料

(5)　その他市長が必要と認める経費

4　申請方法

「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（様式第１号)」（※）に次の各号に掲げる書類を添えて、学校教育課へ提出する。

(1)　収支予算書（様式第２号）

(2)　認定地域クラブ所属中学生名簿（氏名、住所、学校名及び学年を記載したもの）

(3)　その他市長が必要と認める書類

※…申請書は南魚沼市のホームページからダウンロード可能。

5　交付決定

補助金交付の可否を決定し、「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）」により、当該認定地域クラブに通知する。

6　実績報告

交付決定を受けた認定地域クラブは、年度末又は当該年度の活動が終了した日から起算して３０日を経過する日のいずれか早い期日までに、「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書（様式第４号）」に次に掲げる書類を添えて学校教育課へ提出する。

(1)　収支決算書（様式第２号）
(2)　契約書、領収書その他の補助対象経費の支払を証明する書類の写し
(3)　その他市長が必要と認める書類

7　補助金の請求

補助金の額の確定を受けた認定地域クラブは、「南魚沼市認定地域クラブ活動費補助金精算（概算）払請求書（様式第６号)」により、補助金の請求を行う。

なお、特に必要があると認めるときは、交付決定した補助金の全部又は一部を概算払により請求できる。

8　その他

不明な点は下記担当までお問い合わせください。

担当
学校教育課　学校指導係
℡：７７３－６７００　FAX：７７３－６７０３
e-mail：shidou@city.minamiuonuma.lg.jp